

# IV 破綻時の付保貯金の取扱い

**Q26** 農水産業協同組合が破綻したとき、貯金等はどの程度戻ってくるのですか。

**Ans.**

「第1部 貯金保険制度の概要 3 (1) イ. 保護の範囲等、ロ. 貯金者の利便性確保」の項 (9ページ) を参照してください。

## 付保貯金額の確定

**Q27** 保険で保護される貯金額の算定は、誰がどのようにして行うのですか。また、算定までにどのくらい時間がかかるのですか。

**Ans.**

- ① 保険で保護される貯金額は、保険対象となる貯金等のうち、決済用貯金は全額、それ以外の貯金等については1農水産業協同組合ごとに貯金者1人当たり元本1,000万円までとその利息等の合計額となっています。貯金保険機構は、破綻農水産業協同組合から貯金者データの提出を受け、1貯金者が複数口座を持っている場合はこれを基に名寄せ（貯金者ごとの付保貯金額の算定等）作業を行います。
- ② 名寄せ作業の中で、決済用貯金以外で合算して元本1,000万円を超える貯金等を有している場合には、別途法令により定められた付保貯金額を算定するための複数の貯金等間の優先順位（Q28を参照してください）により、貯金等を元本1,000万円まで選別します。
- ③ 名寄せ作業に要する期間は、破綻農水産業協同組合の規模や破綻農水産業協同組合における貯金者データの整備状況等によって異なります。貯金保険機構では、農水産業協同組合が破綻した場合、できるだけ速やかに付保貯金額の算定が行えるよう準備を進めています。

I 貯金等の保護の範囲の概要

II 貯金保険制度のあらまし

III 貯金者データの整備

IV 破綻時の付保貯金の取扱い

V 破綻時に保険金の支払対象とならない貯金等の取扱い

VI 破綻処理

VII 金融危機への対応

VIII 不良債権の回収と責任追及